

聞こえない、
話すことが難しい人たちの

コミュニケーションを
支援する人が必要です。 栃木県



県 市町 意思疎通支援者養成中

(手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者)

手話奉仕員 になるには…

- お住まいの市町で実施している「手話奉仕員養成講習会」を修了する必要があります。
- 手話奉仕員養成講習会について
 - ・講習時間は、70時間程度です。
 - ・詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

手話通訳者 になるには…

- 県が実施する「手話通訳者養成講習会」を修了し、認定試験に合格する必要があります。
- 手話通訳者養成講習会について
 - ・受講対象者：手話奉仕員を修了した方または、全国手話検定試験2級以上の方(入講試験があります)
 - ・講習会はレベルに応じて2コースあります。
 - ・講習期間は、各コース1年程度です。

要約筆記者 になるには…

- 県が実施する「要約筆記者養成講習会」を修了し、認定試験に合格する必要があります。
- 要約筆記者養成講習会について
 - ・入講試験はありません。
 - ・「手書き」と「パソコン」の2コースがあります。
 - ・講習期間は、それぞれ1年程度です。

失語症者向け 意思疎通支援者 になるには…

- 県が実施する「失語症者向け意思疎通支援者養成講習会」を修了する必要があります。
- 失語症者向け意思疎通支援者養成講習会について
 - ・入講試験はありません。
 - ・講習時間は、40時間程度です。

盲ろう者向け 通訳・介助員 になるには…

- 県が実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」を修了する必要があります。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座について
 - ・入講試験はありません。
 - ・講座は5～6月の土日に全7回です。

皆様の
お申込みを
お待ちしております！
いまチュウ！



ナイチュウ

(とちぎナイスハート推進マスコットキャラクター)

県が実施している養成講習会は、受講料が無料です。
申込方法等詳細は、毎年3月頃から県HPなどでお知らせします。

栃木県保健福祉部 障害福祉課 社会参加促進担当

TEL 028-623-3053 FAX 028-623-3052

きもちをプラス！ ヘルプマークは援助が必要な方のためのマークです。

ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々(※)が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるために作られたマークです。

※聴覚障害や高次脳機能障害のある方、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など



県庁や市町で配布しています。

※詳しくは県ホームページをご覧ください。

栃木県 ヘルプマーク 検索

手話通訳者って？

手話通訳者は、日常生活に関わる様々な場で手話通訳を行います。

このため、聴覚障害者や行事の主催者等からの依頼に応じて、学校や病院、役所における手続きなどに同行し、通訳業務で活躍していただきます。



手話奉仕員って？

手話奉仕員は、相手の手話が理解でき、身近な聴覚障害者と手話による日常会話が可能です。

このため、手話ボランティアとして福祉行事やイベントなどで活躍していただきます。



要約筆記者って？

要約筆記者は、相手の話(音声)を要約して書くことで、内容を正しく的確に伝えます。

このため、聴覚障害者や行事の主催者等からの依頼に応じて、学校や病院、役所における手続きなどに同行し、要約筆記業務で活躍していただきます。

耳の聞こえない人、聞こえにくい人、手話習得の困難な中途失聴者・難聴者にとって、重要なコミュニケーション手段のひとつです。要約筆記には、手書きとパソコンの2種類があります。



失語症者向け

意思疎通支援者って？

病気や事故などの様々な原因で脳が損傷されたために、「聞く」「話す」「読む」「書く」という言葉の機能が低下した状態のことを失語症といいます。

失語症者は、外見からはわかりにくく、日常生活における意思疎通が困難な状況にあります。また、脳の損傷部位によって症状、重症度が異なり、右半身の運動麻痺を伴うことがあります。失語症者向け意思疎通支援者は、失語症者の意思疎通支援や外出時の移動の支援を行います。

このため、行事の主催者等からの依頼に応じて、病院で実施される会話サロン等において、意思疎通支援業務で活躍していただきます。

盲ろう者向け

通訳・介助員って？

視覚と聴覚の両方に障害のある人を盲ろう者といいます。盲ろう者向け通訳・介助員は、触手話(相手の手に触れて手話を読み取る方法)や指点字(指を点字タイプライターのキーに見立てて、左右の人差し指から薬指までの6指に直接打つ方法)等によるコミュニケーションに加え、ガイドヘルプ(視覚障害者に付き添って歩行の介助や誘導をする活動)を行います。

このため、盲ろう者からの依頼に応じて、病院や役所における手続きなどに同行し、通訳・介助業務で活躍していただきます。

意思疎通支援者の声

手話通訳者

手話通訳者は、手話の分からない人へ手話で表現された内容を伝え、聞こえない人へ音声の内容を伝えるだけではありません。聴覚障害者が差別を感じることなく、社会の一員として暮らすための一番の理解者でもおと思います。

要約筆記者

要約筆記者は、聞こえない人のことを知り、その人にとって分かる・伝わる書き方で情報を伝えます。速く、正確に、読みやすく伝えることによって、障害のあるなしに関わらず共に幸せに生きることができるとお思います。